

薬とうまく付き合って 健康と安心を!

Vol.13

処方された薬の管理と使用期限

「風邪をひいたみたいだから、前に処方された薬の残りを飲んでおこう…」
こんな経験ありませんか?実はこれ、絶対にしてはいけません!
今回は、意外と気をつけていない薬の管理と使用期限についてのお話しです。

薬には使用期限があります

ご家庭に、病院でもらった薬が残っていませんか?「捨てるのはもったいない」「また同じ病気になるたら使おう」と考えがちですが、食品の消費期限と同様に、薬にも使用期限があります。この「薬の使用期限」とは、製薬メーカーが保証した期間のことで、一般的には6ヶ月〜3年の有効期間になっています(一般用医薬品の場合、外箱に記載)。ただし、ここで言う使用期限とは「保管方法を守ったうえで、未開封の場合」を指しています。特に、病院で処方される医療用医薬品については、その時の患者さんの症状や体調に合わせて最適なものが選ばれているので、医師・薬剤師の指示通りに服用することが大切です。例えば、処方された日から4日間で飲む指示を受けた薬なら「4日後は症状が変わってしまっているので有効ではない」ということになります。従って、飲み忘れて残ったからといって、後で同じような症状の時に使ったり、他の人に勧めたりという自己判断は、効果がないばかりか症状の悪化や思わぬ副作用など、リスクの高い行為となります。

それぞれの薬の保管方法

薬は薬箱に入れておけばいいと思いがちですが、実際は薬によって保管方法は様々です。一般的には、直射日光を避け、なるべく湿気の少ない涼しい場所に保管してください。室温保存の場合30℃以下、冷所保存の場合15℃以下が保管温度とされ、凍結する場所

や炎天下で高温になってしまう車内、日光の当たる窓際や湿気が多い風呂場の近くは避けなければなりません。中でも坐薬やシロップ、目薬は冷蔵庫での保管を心がけましょう。次に、それぞれの薬についての注意点が、錠剤やカプセルはヒートシールから取り出した状態では変質しやすいので、期限内でも注意が必要です。粉薬は変色していたり振ってもサラサラしない時には服用を控えてください。シロップ剤や液剤などは保存剤が入っていない場合も多く、カビや細菌に汚染されやすいので飲み残しは速やかに処分してください。目薬は光や熱によって科学的な変化が起きたり、雑菌が繁殖しやすいため注意が必要です。子どもの熱冷まし用に保管されがちな坐薬に関しても、成長段階にある子どもは体重などの増加も大きく、以前と同様の量を投与しても効果が無い可能性があります。また、乳幼児の手の届かない場所に保管することも大切です。家庭内での子どもによる薬の誤飲事故は件数も多く、薬に対する解毒能力が十分ではない子どもは、重大な薬物中毒を引き起こすことも少なくありません。

薬と上手に付き合うために

以前と同じような症状でも、全く違う原因、全く違う病気の可能性があります。また、家族間で同一の薬を共有したため、実際は処方されていない家族に副作用が出たという例もあります。薬はその人のその時の症状に対してピンポイントに有効な成分で

調剤されていますので、安易な自己判断は思わぬトラブルの元なのです。それを防ぐためにも、医療用医薬品に関しては、基本的に処方(調剤)された日から投与日数分までが使用期限であると考えましょう。また、薬の管理に関しては保管方法を守り、開封した容器には日付を記入するようにしましょう。いつでも服用方法を確認できるように、きちんと種類ごとに区別しておくことも肝要です。薬の効果は原則として処方期間のみ保証されるということを今一度認識し、適切な効果が適切な期間で得られるよう、上手に薬と付き合っていくてください。また、服用に関する注意点・アドバイスなどは、お気軽に医師・薬剤師までご相談ください。



●お薬に関するご相談は…
(社)広島県薬剤師会 おくすり相談電話
Tel. **082-545-1193** **相談無料**
◎受付/10:00~15:00(月~金曜日※祝日、お盆休み、年末年始を除く)

●薬・たばこなどの誤飲時の応急処置に関するご相談は…
(社)広島県薬剤師会 広島中毒119番
Tel. **082-248-8268** **相談無料**
または **フリーダイヤル0120-279-119**
(ただしご利用は県内から、一般電話と携帯、PHSのみ有効)
◎受付/9:00~17:00(月~金曜日※祝日、お盆休み、年末年始を除く)



一般社団法人
広島市薬剤師会
Hiroshima City Pharmaceutical Association